

自己評価報告書

平成 23 年 4 月 19 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究 (A)

研究期間：2008~2011

課題番号：20243003

研究課題名 (和文) コミュニティ自治の国際比較的網羅的データベース構築に向けた基礎研究

研究課題名 (英文) A basic research for making a database of the "local autonomy of community" from a viewpoint of international comparison

研究代表者

名和田 是彦 (NAWATA YOSHIHIKO)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30164510

研究分野：法社会学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：自治体内分権、コミュニティ、公共、協働

1. 研究計画の概要

本研究は、現在日本で、地方自治法上の地域自治区制度や、各自治体の条例や要綱によるなど、様々な形で取組まれている自治体内分権の取組を、「コミュニティ自治」として捉え、網羅的に整理してデータベース化することを展望して、そのための基礎的な準備作業とデータベースの試作を行うものである。そのためには、以下の調査研究を行う必要がある。

- (1) 欧米やアジア諸国での自治体内分権的な仕組みを実際に現地調査することを通じて国際比較的な視点から、日本の取組の特徴を理論的に整理する。
- (2) 現在日本の各自治体で多様に取組まれている自治体内分権的な取組についてなるべく多く情報を得るとともに、特徴的な取組を行っている自治体には実地調査を行う。
- (3) こうした取組を行う自治体は現在もどんどん増えており、安定した網羅的データベースそのものはまだ構築できないが、上記(1)、(2)の作業を通じて理論的着眼点を整理すれば、あるべきデータベースの基本設計はできるはずであるから、その試作として、いくつかの県を選定し、その中の各市町村について、果たしてまたどのような自治体内分権的取組を行っているかを、インターネット情報を主として活用して整理し、データベースの試作を行う。

2. 研究の進捗状況

- (1) 国際比較研究によって日本のコミュニティ自治の理論的把握に必要な視座を精緻化する作業は、これまでの3カ年、ドイツ、オーストリア、フランス、イギリス、スコットランド、アメリカ、フィリピン、韓国、中国、

インドなどで調査を行い、これを毎年度2回行ってきた研究打合せの中で整理し、かなり進展した。日本の自治体内分権は、コミュニティの住民自らが公共サービスを執行する役割を負っている点（「協働」型）で欧米に比べて特異であることに着眼することが重要であり、かつ、コミュニティ・レベルの国際比較においては、通常の福祉国家類型論などで着目される所得保障や医療制度などの公共サービスではなく、身近で軽易な公共サービス（「コミュニティ・ニーズ」の充足）に着眼することが重要であるとの着想を得、いくつかの論文にまとめることを通じて理論的に整理してきている。

- (2) いくつかの市町村の自治体内分権的な取組を実地に調査することを通じて仮説を精緻化し、2010年度は、上越市と宮崎市という、地域自治区制度採用自治体として代表的な自治体について、個々の地域自治区を共通の調査項目に従ってほぼ悉皆的に調査するという大きな成果を上げた。研究分担者、連携研究者はもちろん、多くの研究協力者の力も得て、量的にも質的にも画期的な調査ができた。この両者は、各コミュニティにおける「協働」の仕組みにおいて異なった類型を示しており、これまで「住民組織の二重化」とよんできた仮説に、若干の変更を迫るものであった。

- (3) これらをふまえて、網羅的データベース試作の作業については、2009年度と2010年度とでインターネット情報で分かる限りで各県ごとに各市町村の取組を調査・整理する作業を継続させ、かつ研究打合せにおいて、データベース設計の基礎的検討を行ってきた。以上の点において、次年度（最終年度）に研究課題を完遂できるだけの基盤が整えられ

たと考えている。

3. 現在までの達成度

②おおむね順調に進展している。

(理由)

上記2に記した(1)～(3)の作業は、研究計画を作った当初のもくろみから見て、十分な成果と言ってよい。国際比較研究においては、特にアジアのいくつかの国について、優秀な研究協力者の協力が得られて、もくろみ通りに進展したことは大きな成果であったと判断できる。また、日本国内の自治体の諸々の取組については、特徴的な取組をしている自治体にそれぞれ2、3日程度の調査を行ってきたが、これを基礎に2010年度において上越市と宮崎市で悉皆的な調査ができたことで、データベース構築の基本的視点が定まってきたと判断している。これらをふまえて、実際にデータベースを試作するという目標に直接見合う作業として、インターネット情報を材料にしたいいくつかの県の市町村に関する網羅的な情報整理も、研究協力者の協力を得て基本的なフォーマットが確立されつつあるので、2011年度の最終年度で、研究目標を達成することができると見込んでいる。

4. 今後の研究の推進方策

(1)2011年度が最終年度であるから、外国調査は、データベース試作の着眼点を明確化するための補足的な調査と位置づけ、いくつかの国について取組んでいく。アジアについては、日本の「協働型」コミュニティ自治との類似性に着眼すること、また欧米については、その基本的な「参加型」的特徴の中でも、「福祉国家の領域化」といわれる動きの中で出てきているボランティア奨励論などの「協働型」的政策動向に着眼することが、重要である。

(2)国内調査も、やはりデータベース試作に必要な限りの補足的な位置づけの調査を行う必要がある。上越市と宮崎市については、2010年度の悉皆的な調査を十分に分析し、補足的な調査を行う。そのほか、各地で自治体内分権的試みは質量ともに進展しており、これに敏感にアンテナを張っておく必要がある。

(3)以上の(1)と(2)の調査をふまえて、着眼項目を明確にし、データベースのフォーマットを確立し、あるべきデータベースの試作を行う。おそらく、コミュニティ自治の試みをいくつかの類型に整理するとともに、その適用として、いくつかの県を選定して、その県内の市町村の自治体内分権の取組の有無と特徴を網羅的に一覧化するような試作品を作ることになるであろう。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計16件)

- ① 名和田是彦、「コミュニティ・ニーズ」充足のための「コミュニティの制度化」の日本の類型について、法社会学、74号、査読無し、2011年、1～13頁
- ② 宗野隆俊、法による地域社会の変動と自治体内分権、法社会学、74号、査読無し、2011年、15～29頁
- ③ 高村学人、コモンズ研究の法社会学に向けて、法社会学、73号、査読無し、2010年、136～147頁
- ④ 高村学人、コモンズとしての児童公園と法の新たな役割～地域調査からの制度設計～、法社会学、71号、査読有り、2009年、40～57頁
- ⑤ 宗野隆俊、参加デモクラシーと「近隣の自治」、彦根論叢、381号、査読無し、2009年、157～182頁

〔学会発表〕(計8件)

- ① 名和田是彦、地域社会の法社会学の意義と方法、日本法社会学会、2010年5月9日、同志社大学
- ② 宗野隆俊、法による地域社会の変動と都市内分権・近隣政府の構想、日本法社会学会、2010年5月9日、同志社大学
- ③ 高村学人、コモンズ論の射程拡大と法社会学の課題 企画趣旨説明、日本法社会学会、2010年5月8日、同志社大学
- ④ 名和田是彦、ローカル・ガバナンスの再構築、日本建築学会、2009年8月27日、東北学院大学
- ⑤ 名和田是彦、広がるコミュニティへの政策的関心 ～近年の地域社会、自治体、国の動向から～、コミュニティ政策学会、2009年7月4日、高松市サンポートホール高松

〔図書〕(計1件)

- ① 名和田是彦 (編著) 『コミュニティの自治～自治体内分権と協働の国際比較～』(日本評論社、276頁、2009年)